喫煙可能室設置施設変更届出に関する誓約書

　健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第７項の規定により、喫煙可能室設置変更届出書（附則様式第１号の２）を提出するにあたり、次の１～３の事項に相違のないことを誓約します。

１．喫煙可能室の種別（どちらかにチェックしてください）　　　□　施設の全部

□　施設の一部

２．改正健康増進法附則第２条第２項に規定する事項（全てにチェックしてください）

□　２０２０年４月１日時点で営業している店舗である。

□　喫煙可能室設置施設の客席面積は１００㎡以下である。

□　個人が経営する店舗である。若しくは、中小企業（資本金又は出資の

総額５０００万円以下の会社）が経営する店舗である。

３．改正健康増進法附則第２条第３項に規定する事項（チェックしてください）

　 □　既存特定飲食提供施設に該当することを証する書類を保存している。

　　 　・客席部分の床面積に係る資料

　　　　 　・会社の資本金の額、又は出資の総額に係る資料（会社により営まれるものである場合）

年 　　月 　　日

山梨県知事　 殿

飲食店名（法人名）

管理権原者住所

管理権原者氏名

**※喫煙可能室を設置する際の留意点**

１．管理権原者の責務

（１）施設の入口と喫煙可能室の入口に標識を掲示すること

（２）喫煙可能室に20歳未満の者を立ち入らせないこと

２．施設の一部の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準

（１）出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2ｍ毎秒以上であること

（２）たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁や天井等で区画されていること

（３）たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

３．施設の全部の場所を喫煙可能とする場合の技術的基準

（１）たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁や天井等で区画されていること